

コミュニティホール貸出について

○使用時間

使用時間は、午前9時から午後10時までの1時間単位とします。

○使用料金

名称	料金（1時間当たり）	
	町内	町外
ハーモニーホール原町	300円	600円
ハーモニーホール伊賀	200円	400円

町内…申請者（代表者）が町内居住者で、全入場者等に占める町内居住者の割合が50%以上

町外…(1)申請者（代表者）が町外居住者

(2)申請者（代表者）が町内居住者で全入場者に占める町内居住者の割合が50%未満

※冷暖房・湯沸器は、1時間当たり100円です。（100円硬貨のみ使用可）

（湯沸器はハーモニーホール原町のみ設置）

○休室日

毎月第一、第三月曜日、年末年始（12月28日から1月4日まで）

○申請方法

来庁のみの申請になります。（電話・FAX・郵便等による受付や仮予約は行いません。）

初めて申し込みをされる方、定期団体登録をされる方は本人確認書類（身分証明書）が必要です。

○受付場所

粕屋町 協働のまちづくり課 地域協働係

○受付時間

粕屋町役場 開庁時間内（平日午前8時30分から午後5時まで）

○受付期間

受付状況はお問い合わせください。

コミュニティホール貸出について

○コミュニティホールを使用する方は、次の各号に掲げる事項を守ってください。

- (1) 火薬その他の危険物又は他人の迷惑となる物品若しくは動物類(身体障害者補助犬等を除く。)を持ち込まないこと。
- (2) 指定場所以外で金欠をしたり、火気を使用しないこと。
- (3) 飲酒しないこと
- (4) 現状を変更したり、広告類の掲示、釘打ち等をしないこと。
- (5) 施設を破損し、又は破損のおそれある行為をしないこと。
- (6) その他管理者が指示すること。

○利用の許可を受けた方は、前述に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を守ってください。

- (1) 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間とみなして計算します。(例えば、10:30~12:30の間を利用する場合は10:00~13:00の時間を借りていただくことになります。)
- (2) 使用時間は、準備・後片付けの時間を含みます。
- (3) 施設を汚損し、又は汚損するおそれのある行為をしないでください。
- (4) 使用中、建物若しくは付属設備等を破損、滅失したときは速やかに管理者に報告するとともに、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければなりません。
- (5) 火災、盗難、人身事故その他の事故防止に努めてください。
- (6) 退室の際は、施錠・火気の点検・掃除等を確認してください。
- (7) コミュニティホール専用の駐車場はありませんので、付近の有料駐車場等をご利用

○利用料金について

申込時に、粕屋町協働のまちづくり課にて前納していただきます。

条例第7条の規定によりすでに納付された使用料は還付しません。ただし、管理者が特別な理由があると認めたときは、下記で定めるところによりその全部又は一部を還付します。

- (1) 災害やその他使用者の責めに帰することができない事由により使用できなかったとき。
- (2) 町の都合により使用の許可を取り消したとき。
- (3) 使用者が使用日の7日前までに使用取消の申請をした場合において、コミュニティホールの運営に支障がないと認められるとき。

○鍵の貸し出しについて

定期使用登録団体については、登録を行えば、常時鍵を貸し出しいたします。

それ以外の利用者については、粕屋町まちづくり活動支援室にて鍵の貸し出しを行いますので使用日前日(開室時間内)までに来室してください。使用終了後、ただちに粕屋町まちづくり活動支援室に返却してください。鍵については責任をもって管理をお願いします。

※① 鍵を紛失した場合は、その実費を弁償していただきます。

※② 万一、不正利用や他団体への無断貸し出しが認められた場合には、利用の許可を取り消す場合があります。

コミュニティホール貸出について

○その他

(1) ホールの利用に伴い発生した事故については、設置者の責に帰する場合を除き、原因となった使用者の責任とします。

(2) 使用者は、施設等の利用については管理者の指示に従い、使用中であっても正当な理由なく管理者の入室を拒むことができません